様式第適⑥号

アイ企業年金基金　# 懲戒解雇加入者支給停止依頼書

2026年　3月　1日

【提出方法】
・郵送、FAX、メール(PDFﾃﾞｰﾀ)で届出が可能です
453-0804
名古屋市中村区黄金通1-18 ﾌｼﾞｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
アイ企業年金基金
TEL:052-481-5608
FAX:052-481-7271
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ:基金まで直接お問合せ下さい

事業所所在地	4	5	3	0	8	0	4	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター					
事業所名称 事業主氏名	株式会社　〇〇〇〇 代表取締役社長　〇〇〇〇 電話番号　052　(　481　)　5608												
届出者(担当)	山田　太郎								退職金制度	フリープラン　コース			
事業所番号			9	9	9	9			ｾｶﾝﾄﾞﾗｲﾌ支援金制度	(有)・無			

◆アイ企業年金基金規約(第５０条及び別表第６)により、下記加入者への支給（老齢給付金の一時金換算額、または脱退一時金額）の停止を申出ます

氏　名(フリガナ) 氏　名(漢　字) 加入者番号	生年月日	性別	喪失年月日(※1)	住　所	懲戒解雇の理由(※2)	基加区分
アイキ　タロウ 愛基　太郎 1 2 3 4 5 6	(昭:5・平:7) 1 1 0 1 0 1	(男:5・女:6)	(令:9) 0 8 0 3 0 1	4 5 3 0 8 0 4 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号　052　(　481　)　5608	就業規則第99条に定める 懲戒解雇事由に該当したため	1・2・3・4

2022年3月改正

(※1)喪失年月日は、懲戒解雇日の翌日をご記入ください
(※2)懲戒解雇の理由をご記入ください
(※3)停止した支給額は、法令上、企業に返還することはできません
(※4)**同依頼書は、資格喪失届と併せて、事態発生(懲戒解雇)後30日以内に提出してください**

受付日付印

連絡欄					